

ごみ・リサイクルに関するお知らせ

今月の粗大ごみ収集について

今月の粗大ごみの収集は、下記のとおりです。

収集日●5月19日(休)

申込期間●5月9日(月)～5月16日(月)

(平日の午前8時30分から午後5時まで)

事前に美郷町シルバー人材センターへの申し込み(☎0187(84)0307)と収集券の購入が必要です。

※詳しくは「美郷町家庭ごみの分け方・出し方」4ページをご覧ください。



金属資源リサイクル推進のため小型家電製品を回収しています！

小型家電製品には、鉄、アルミ、金、銀、銅、レアメタルなどの有用金属が多く含まれています。小型家電製品のリサイクルにご協力をお願いします。

回収ボックス
設置場所

- ・美郷町役場(正面玄関風除室内)
- ・六郷出張所(正面玄関風除室内)
- ・仙南出張所(正面玄関をまっすぐ入り、美郷町公民館ロビー内)

「小型家電製品回収」で回収できるもの

アイロン、ドライヤー、携帯電話、スマートフォン、ビデオデッキ、HDDレコーダー、デジタルカメラ、ゲーム機、ACアダプター・充電器、各種ケーブル、基盤類、電気式炊飯器、ラジカセ、時計、電子手帳、電卓、パソコン など

古着・古布回収を一時休止します

これまで町では、可燃ごみの減量とリサイクルの推進のため、古着と古布の回収を年4回実施していました。

その古着と古布について、新型コロナウイルス感染症の

影響により再資源化としての流通が滞っていること、また、資源物としての受け入れ先の確保が困難な状況が続いていることから、昨年度に続き、令和4年度も回収を一時休止としますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。



汚れがひどいものなど、再資源化できない古着や古布は「もやせるごみ」に出してください。

ごみを集積所に出すときはルールを守りましょう

- ① ごみを分別し、町指定ごみ袋を使用してください。
- ② 町指定ごみ袋に「行政区・氏名」を必ず記入してください。
- ③ カラスや動物による食害、周辺への臭いなどを防ぐため、集積所には午前8時までにしてください。

左記を守らず集積所にごみを出す行為が散見されています。ルールを守らない場合は集積所よりごみ袋を収集しない場合がありますのでご協力願います。

問●町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903



エフエム秋田(82.8MHz)で放送中!

マイシティ・マイタウン美郷町

(毎週火曜日 午後4時21分～午後4時30分)

美郷町の旬な話題を紹介しているよ!
皆さんからの「おたより」も待ってます!

※毎月第1火曜日はテスト放送を兼ねているため、各家庭にお配りしている「緊急告知FMラジオ」が強制的に起動します。

軽自動車税(種別割)についてのお知らせ

令和4年度の軽自動車税(種別割)の納税通知書を5月上旬に送付します。軽自動車税(種別割)は毎年4月1日現在に原動機付自転車・小型特殊自動車・2輪の軽自動車・4輪の軽自動車・2輪の小型自動車などを所有している方に課税されます。税額は車種等により異なりますので、同封の書類をご確認ください。

■軽自動車税(種別割)の減免申請について

下記の「障がいの範囲一覧」に該当する方が所有する軽自動車については、軽自動車税の減免制度が設けられています(減免は障がいのある方1人につき1台です)。

なお、普通自動車と併せての減免はできませんのでご注意ください。

障がいの範囲一覧

障がいの区分	身体障がい者等本人が運転する場合		生計を一にする方または常時介護者が運転する場合	
	身体障害者手帳	戦傷病者手帳	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
視覚障がい	1級から4級までの各級	特別項症から第4項症までの各項症	1級から4級までの各級	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障がい	2級および3級		2級および3級	
平衡機能障がい	3級		3級	
音声機能障がい (咽頭摘出者に限る)	3級	特別項症から第2項症までの各項症		
上肢不自由	1級および2級	特別項症から第3項症までの各項症	1級および2級	特別項症から第3項症までの各項症
下肢不自由	1級から6級までの各級	特別項症から第6項症までの各項症および第1款症から第3款症までの各款症	1級から3級までの各級	
体幹不自由	1級から3級までの各級および5級			特別項症から第4項症までの各項症
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能		1級および2級(1上肢のみの運動機能障がいを除く)	
	移動機能		1級から6級までの各級	
心臓機能障がい	1級および3級	特別項症から第3項症までの各項症	1級および3級	特別項症から第3項症までの各項症
じん臓機能障がい				
呼吸器機能障がい				
小腸の機能障がい				
ぼうこうまたは直腸の機能障がい	1級、3級および4級			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級から3級までの各級		1級から3級までの各級	
肝臓機能障がい	1級から3級までの各級	特別項症から第3項症までの各項症	1級から3級までの各級	特別項症から第3項症までの各項症
知的障がい者	児童相談所または福祉相談センターで重度の知的障害者と判定されて、療育手帳の「障害程度(総合判定)」欄にAと記載されている方			
精神障がい者	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」により精神障害者と判定されて、精神障害者保健福祉手帳に1級と記載されている方			

※身体に複数の障がいを有する方は、身体障害者手帳に記載されている「障害程度級」の等級をそれぞれの障がいの区分の等級とし、いずれか一つでも上記対象範囲内であれば減免の対象となります。

申請に必要なもの マイナンバーカードまたは通知カード、印鑑、運転免許証、障害者手帳または療育手帳等、車検証、納付書

問 町税務課 ☎0187(84)4902